

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
- ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都水道局	○気象情報の収集			○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都下水道局	○気象情報の収集			○施設の状況把握	○応急復旧作業
関東地方整備局	○災害対策本部の設置 ○連絡情報体制確保 ○気象・海象情報等の収集			○現地対策本部の設置 ○河川・道路管理施設 緊急復旧対策 ○第三管区海保からヘリ 映像情報の入手、配信	○港湾施設の 陸上点検
電気・ガス・通信	○情報収集		○警戒体制の構築	○災害情報把握 ○対策本部の設置	○点検活動実施 ○緊急措置の 検討・実施 ○広報活動実施
高速道路	○情報収集		○対策本部の構築・設置 ○協力会社への協力要請 ○通行止め・車線規制	○災害情報把握	○応急復旧工事

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第9章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

風水害編 第4部
災害対策

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
鉄道事業者	○情報収集	○観測強化	○警戒本部の設置 ○本部員参集 ○徐行運転・運行中止	○対策本部の設置 ○運行中止 ○救助・避難誘導 ○振替輸送手配	○応急復旧実施 ○安全確認区間 より運行開始

第1節 水道施設

震災編 第2部第4章第5節第2「4 水道」、第3「4 水道」を準用する。

第2節 下水道施設

震災編 第2部第4章第5節第2「5 下水道」、第3「5 下水道」を準用する。

第3節 電気施設

震災編 第2部第4章第5節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

(1) 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。

(2) 応急対策

① 災害時の初動措置

- 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集

- 事業所設備等の点検
- 製造所、整圧所等における供給操作
- その他、状況に応じた措置

② 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

③ 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - (ア) 取引先やメーカー等からの調達
 - (イ) 各支部間の流用
 - (ウ) 他ガス事業者からの融通

④ 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼働可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第5節 通信施設

震災編 第2部第4章第5節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。